

物部川水系河川整備計画(報告)

平成22年12月1日

国土交通省 四国地方整備局

再評価実施要領、細目及び対象事業について

| 評価別 | 学識経験者等から構成される委員会での審議 | | 評価結果の事業評価監視委員会への報告 | | 対象事業 |
|-----|---------------------------------------|---|----------------------------------|--|----------------------------------|
| | 審議根拠 | 報告根拠文 | 審議根拠 | 報告根拠文 | |
| 再評価 | 『国土交通省所管公共事業の再評価実施要領』第4の1(4)H22.4.1改訂 | 河川事業、ダム事業については、河川法に基づき、学識経験者等から構成される委員会等での審議を経て、河川整備計画の策定・変更を行った場合には、再評価の手続きが行われたものとして位置づけるものとする。 | 『河川及びダム事業の再評価実施要領細目』第6 H22.4.1改訂 | 実施要領第4の1(4)又は第6の6の規定に基づいて審議が行われた場合には、その結果を事業評価監視委員会に報告するものとする。 | ①物部川水系河川整備計画(国管理区間)【物部川直轄河川改修事業】 |

再評価結果一覧

【公共事業費関係】
【河川事業】
(直轄事業)

| 事業名 実施主体 | 該当 基準 | 総事業費 (億円) | 費用対便益分析 | | | 貨幣換算が困難な 効果等による評価 | 再評価の視点 (投資効果等の事業の必 要性、事業の進捗の見 込み、コスト縮減等) | 対応 方針 (案) | 審議結果 及び意見 | 備考 | |
|------------------------|----------|--------------|----------------|----|--------------|---|---|-----------------|-------------------------------------|-----------------------------|-----|
| | | | 貨幣換算した便益:B(億円) | | 費用:C (億円) | | | | | | B/C |
| | | | 便益の内訳及び主な根拠 | | | | | | | | |
| 物部川直轄河川改修事業 四国地方整備局 | その他 | 77.5 | 625 | 52 | 12 | <p><過去の災害実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和45年8月台風10号: 全半壊家屋2,185戸、浸水家屋2,936戸(流域関連自治体の合計被害) 平成16年8月台風16号: 高潮右岸箇所、立田箇所、深淵箇所、下の村箇所で低水護岸等が被災 平成17年9月台風14号: 高潮左岸箇所、吉川下流箇所、吉川上流箇所、茨西箇所、父養寺箇所等で水制工等が被災 <災害発生時の影響(想定はん濫区域内)> 重要な公共施設等: 高知空港、土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線、国道55号・195号、高知大学、高知高専、香南市吉川庁舎 等 災害時要支援者施設: 病院、老人ホーム、小中高等学校・保育園 等 | <ul style="list-style-type: none"> ・物部川下流域の右岸側および左岸側の河口部には扇状地が形成され、物部川が破堤すると広大な範囲にははん濫流が到達し、甚大な浸水被害の発生が予想される。物部川下流域は、高知空港や高知県東部と県都高知市を結ぶ国道、鉄道等が整備され、高知県における交通の要衝となっている。また、既存市街地の拡大が進んでいるほか、近年では、工業団地や物流団地の誘致等、流域の開発も進んでいる。これらにより、今後はん濫域内の土地利用の高度化(宅地開発、企業誘致等)が見込まれ、物部川の治水整備の重要性はさらに高まるものと考えられる。 ・河川整備計画に計上されている各事業については、事業の実施にあたり発生材等の有効利用、新技術の活用等による、代替案(工法等)の可能性についても考慮しつつ、コスト縮減に努めていく。 | 事業継続 | 平成22年11月26日 第3回 物部川流域学識者会議において審議 | 当面実施する予定の河道改修事業 B/C=20.3 | |